

報告第1号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：介護福祉課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月4日報告

小松島市長 中山 俊 雄

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額                    0円（相手方が損害賠償請求権を不行使）

相手方                        中田町在住の男性

事故発生年月日                令和5年9月20日

事故発生場所                  小松島市中田町字池ノ内

### 事故の概要

後方から相手方車両が後退してきたため、公用車を一時停止していたところ、相手方車両後部と公用車後部右側が接触したもの。

令和6年1月15日 専決第1号

小松島市長 中山 俊雄